

旧約聖書に見る

社会問題対策の一考察

篠 崎 茂 穂

一、一般原理

旧約聖書によれば人間は神の像に似た者として神御自身の御手によつて創造され、それに命の息を吹き入れて生きた者とされたと書いてある。(創世記一・二章) 故に人間は神と人格的交わりが出来、神との応答の中に神御自身から教え育てられる様に造られているとの理念が確立されている。

此の様な創造の理念の中に最初に造られた者はアダムと其の妻エバであつた。此の二人がエデンの園の中に生活する事となるや、神は彼等に耕させ、これを守らせる事とされ、園のどの木からでも『心のままに取つて食べてよろしい。しかし善悪を知る木からは取つて食べてはならない。それを取つて食べると、きつと死ぬであろう』と宣うた。

(創世記二・十六・十七) 此処に人間に対する神の直接の教育は応答の中に開始され、人間は人格的立場から他者に対する責任と義務とを負う者である事が明白にされ、人間の社会性は創造者の意志に基づく契約として其の端を發している事が理解される。別言すれば人間は対隣人關係に於ける社会性を先ず神との關係に規定して行かねばならぬ事

て人間各自、或いは人間相互に生ずる慾求のみを追求する行為は人間を却つて死滅に終らしめる社会性である事は次の如く示されている。

創世記第三章に有名な失樂園の記事があつて、此の中で妻エバは神の教に背き、自己の慾求に対する同意を夫アダムに求め、神の存在を無視した人間相互の利益のために善悪を知る木の実を食べ、神の教に忠実でなかつた為エデンの園から追放される事が書かれている。之を一般社会学的通念から理解するならば全く当然すぎる程妥当な事であるのに、何故罪の行為と断定され追放の悲運を見ねばならなかつたか全く解し難い事に属すると云えよう。何故ならば第一集団たる家庭の夫婦間に於て善悪を知る知識を増す事に同意協力がなされる事位望ましい事はないと考えられてゐるからである。が併し此処に問題となるのは神の意志を無視し神以外の者の意志に同意した事が破約行為となり神の律法の義が認容する処とならぬ故に終に樂園から追い出される事になつた点である。併し神は彼等の此の不信行為を裁断せねばならない事となつた時、無情に死刑を以ては臨み給わなかつた。のみならず彼等に充分な同情を持ち當時彼等が社会生活の上に最も必要とした皮の着物を造つて彼等に着せて下さつた。此の一事に神の人間に対する教育原理は具体的に顕わされ、一方には真に残念ではあるが律法の義の故に樂園から追放しつつも他方神の愛は彼等の醜態を庇護してやり将来のために各々に訓言を与えて何処迄も人格的相互の契約を守らせると云う義と愛との両面を兼備するものである事が示されていると解すべきであらう。

更に第四章には此の追放された夫婦の者の間に生れた兄カインが野原に弟アベルを誘い出して殺した記事がある。此の殺人の動機はと云えば此の兄弟が共に神に供え物をした時、兄カインが自分の献納物を神が喜んで受け入れて下さらなかつた事を知り大いに憤つた事にある。此の事を知り給うた神は彼に『なぜあなたは憤るのですか。正しい事をしてるのでしたら顔をあげたらよいでしょう。もし正しい事をしていないのでしたら、罪が門口に待ち伏せています。それはあなたを慕い求めますが、あなたはそれを治めなければなりません』と云い聞かせ給うた。(前同四・

六―七) 此の記事に於て理解さるべき事は神の人格的在り方が人間の人格と其の本質を異にするものとなつてしまつてゐる点である。人格的絶対の自由は神にのみあつて人間の側には既に無くなつてゐる事である。献納物を喜んで下さうと否とは神の自由である。神は絶対者であつて人間は神と対等の身分にはなく神と同じ意味の自由を持たず、従つて相対的な不完全な者である事を知らしめんとする神の教育的計画のある事である。が此の事を知らず自己の願望のみに捕えられてそれが自由に満たされん事を切望した故に兄カインの不满、憤りは弟との対人關係に於て此の様な恐るべき犯罪行為として顕われたのである。此の場合義なる神の絶対的自由或いは又社会的正義のみが主張されるならば此の殺人者兄カインも亦当然殺さるべき身であつた。彼自身も此の事を充分自覚し『わたしを見付ける人はだれでもわたしを殺すでしょう』と云つてゐる。(前同四・十四) 併し愛なる神は前述の訓言を与え更に誰からも殺されなくてすむ一つの徴を与えノドの地で余生を送る事を許し給うた。

以上二つの事件を通して知らしめられる事は旧約が示す社会問題解決の対策としての社会的教育原理は神の義と愛とを基底とするものだと言論付けてよいのではあるまいか。其の後此の原理がユダヤ民族史の中にモーセの律法として發展段階を辿つたのである。即ちモーセの十誡は特に著名であつて、それを中心に出埃及記二〇——二三章は主に當時の社会生活に関するもので其の他に申命記律法(一一——二二章) 神聖律法(レビ記一七——二六章) 及び祭司律法(レビ記及び民数記中に含まれる) 等があるが以上の様な律法は今日我々の有する律法に関する一般概念とは異なり、ヘブル語のトーラ(律法)と云う語は指し示し、教え、又指摘する事を神の権威を以てするとの意味に解されている。ヘスチン聖書辭典はトーラの根本的意味に就いて次の如く述べてゐる。『凡ての段階に於てモーセの律法はイスラエル民族に守らる可き義務及び維持する可き原理の理念をかかげた。又人間の本性と云うものは抑制する可き必要のある事を教え従つて訓練の必要を痛感せしめた。』(第三卷七二頁)⁽¹⁾

更に歴史の進展と共に「神の人」「先見者」或いは「予言者」と呼ばれる人々が選出され神と人間社会との仲介的

存在となつて神の教育原理の実施に當つるに至つたのである。旧約の士師及び予言者達が活躍したのは此の時代である。

二、原理の具体的現われの一端

A アモス及びホセア時代（紀元前八百年頃）

ユダヤ人の歴史家ヨセフスによればユダヤ民族は紀元前千七百十年頃から千二百七十年頃迄埃及のゴーンで奴隷同様の苦患の生活を続けたが、モーセと云う偉大な指導者の出現により出埃及を決行するに到つたのである。旧約の出埃及記は此の状態を記し、此の移動中の約四十年間、神は此のモーセを通じて指導教育を続け給うた。斯くてユダヤ人の族長的社会制度は此の間に形成されたと云える。（出埃及記二四章）⁽²⁾モーセは此の大使命を達成して死んだが、神はモーセの従者であつたヌンの子ヨシニアに言われた『今あなたと、このすべての民とは、共に立つて、このヨルダンを渡りわたしがイスラエルの人々に与える地に行きなさい。』（ヨシニア記一章一一—一二）

此の神の教示に従い色々な困難に直面しながらも、イスラエルの人々即ちユダヤ民族は終に神が約束して下さつた第二のエデンの園とも云うべきカナンの地に定住する事となつた。併し此の新しい約束の地に於てユダヤ民族は多くの他民族及び其の文化との間に、エジプト滞在約四百年間に直面し更に其の後埃及を脱出してシナイ半島放浪の四十年の苦難にも増した色々な意味から闘争を続けねばならなかつた。其の最初の間約百五十年（紀元一二〇〇—一〇五〇）神は多くの士師を以て、其れ以後は多くの予言者を立てて指導を続けられた。此の間ユダヤ民族は遊牧生活からカナンの農業生活への切り変えに成功し彼等の『社会生活はより豊かな、より複雑なものへと発展成長して行つた。カナン人はもつと完全に同化され、ユダヤ人各支族の統一は強まつた。』（マシユウ七七頁）⁽³⁾ユダヤ民族が愈々カナンを第二のエデンの園とする時代は士師時代を経て、彼の有名なソロモン王（紀元前九七三—九三三年）を以て完了さ

れたのであるが此の当時の事情をケント博士は以下の様に書いてゐる。『紀元前八世紀の前半迄にイスラエル王国は単純な農業国の域を脱し、村落は都市と發展し、商業はその影響を及ぼす事急激であつた。貴族や有産階級の人々は彼等の財産を大きな都市へ移した。同時に中産階級の者は却つて奴隷化される事となり、高利の金を貴族等から借りたりして土地財産を失つたばかりでなく自由迄も無くした。国の法の力はただ特権階級の人々のためにのみ存在する事となり、彼等は全く奴隷化されてしまつた。斯くして外観上繁榮を極めたイスラエル王国も内実には国民の大多数は少数の支配階級のために塗炭の苦難に陥られていた。』(三九—四〇頁)

更に当時(紀元前七八〇年頃)桑の木を作る牧者であつたアモスが予言者として選ばれ彼の目に直接映じた当時の社会状態は次の如きものであつた。即ち富める者は『冬の家および夏の家』或いは又『象牙の家』等を持つていた。此の様な豪壯な家は人的にも又物的にも弱者を搾取る事によつて建てられたものである。直接アモスの言を引用すれば次の如く言つてゐる『サマリヤの山々に集まり、そのうちにある大なる騒ぎと、その中で行われる暴虐とを見よ』と、主は言われる「彼らは正義を行うことを知らず、しえたげ取つた物と奪い取つた物とをそのもろもろの宮殿にたくわえている。』(アモス書三・九——一〇)『あなたがたは貧しい者を踏みつけ、彼から麦の贈り物をとる。』(右同五・一一)

更に此の富める者の生活振りの一端を次の如く書いてゐる。『これは彼らが正しい者を金のために売り、貧しい者をくつ一足のために売るからである。彼らは弱い者の頭を地にちりに踏みつけ、苦しむ者の首をまげ、また父子ともにひとりの女のところへ行つて、わが聖なる名を汚す。彼らはすべての祭壇のかたわらに質に取つた衣服を敷いて、その上に伏し、罰金をもつて得た酒を、その神の家で飲む。』(前同二・六——八)『わざわいなるかな、みずから象牙の寝台に伏し、長いすの上に身を伸ばし、群れのうちから小羊を取り、牛舎のうちから子牛を取つて食べ、琴の音に合わせて歌い騒ぎ、ダビデのように樂器を造り出し、鉢をもつて酒を飲み、いとも尊い油を身にぬり、ヨセフの破

滅を悲しまない者たちよ。』(右同六・四——六)

アモスと時代を殆ど同じくして出現したのはホセアと云う予言者であつた。彼はアモスと異なり、イスラエル国の祭司階級の出身者であると云われている。従つてホセアはアモスと異なり充分な教育を受け、国の現状を歴史に照らして見得る知識を持つていた。(ホセア五章、七章及びH・B・D第二卷四二〇頁参照)⁽⁵⁾I・C・Cにはホセアの時代の社会状態を次の如く述べてある。『その初期の時代は、アモスの時代と丁度同じ様に繁栄していた。富と安楽の証拠は至る所に見られ、刑罰は尙未来に属している。その少し後に状況は非常に變化した。律法無視が横行し、恐慌状態の支配者達はアッシリヤとエジプトとの間を行つたり来たりしていた。政治的崩壊は既に始まつていた。王の無力は一般に認められ、宗教的、政治的指導者達は、最も悪質な律法侵犯者達で、陰謀、革命が起り、無政府状態が行きわたつた。』(一四二頁)⁽⁶⁾

更にホセア自身はホセア書一・一——三に次の如く云う。『わたしはイスラエルの幼い時これを愛した。わたしはわが子をエジプトから呼び出した。わたしは呼ばわるにしたがつて、彼らはいよいよわたしから遠ざかり、もろもろのバアルに犠牲をささげ、刻んだ像に香をたいた。わたしはエフライムに歩むことを教え、彼らをわたしの腕にいだいた。しかし彼らはわたしにいやされた事を知らなかつた。』『イスラエルの人々よ、主の言葉を聞け、主はこの地に住む者と争われる。この地には眞実がなく、愛情がなく、また神を知ることもないからである。ただのろいと、偽りと、人殺しと、盗みと、姦淫することのみで、人々は皆荒れ狂ひ、殺害に殺害が続いている。それゆえこの地は嘆き、これに住む者はみな、野の獣も空の鳥も共に衰え、海の魚さえも絶えはてる。』ホセアは更に当時の祭司等の有様に就いて『あなたは知識を捨てたゆえに、わたしもあなたを捨てて、わたしの祭司としない。あなたはあなたの神の律法を忘れたゆえに、わたしもまたあなたの子らを忘れる。』(右同四・六)『盗賊が人を待ち伏せするように、祭司たちは党を組み、シケムへ行く道で人を殺す。このように彼らは悪しき事を行う。』(右同六・九)

斯く一般社会は云うに及ばず、神に仕え神の教育原理を実施する責任のあつた祭司等ですら全く罪に汚れていた。

B アモス及びホセアの使命

『それからアマジャはアモスに言つた「先見者よ、行つてユダの地にのがれ、かの地でパンを食べ、かの地で予言せよ。しかしベテルでは二度と予言してはならない。ここは王の聖所、国の宮だから。」アモスはアマジャに答えた「わたしは予言者でもなく、また予言者の子でもない。わたしは牧者である。わたしはいちじく桑の木を作る者である。ところが主は群れに従つてゐる所からわたしを取り「行つて、わが民イスラエルに予言せよ」と。主はわたしに言われた。』(アモス書七・十二——十五) 斯くアモスと云う南のユダ王国テコアの牧羊者は神御自身の召命を受け自分の職業を打ち捨ててイスラエルの国民に対する先見者、予言者即ち、神の代理人たる教育家として立たしめられたのである。然し彼はユダヤ民族史の中に見る多くの彼に類する人々と異なつて、単に民族的立場に限定されずに、彼は世界的立場に置かれていたのであつた。アモスは『イスラエルの子らよ、あなたがたはわたしにとつてエチオピヤ人の様ではないか。わたしはイスラエルをエジプトの国から、ペリシテ人をカフトルから、スリヤ人をキルから導き上つたではないか。』と云う。(アモス九・七) 此の様な立場から当時の宗教の儀式的禮拜等に本質的価値を見留めず、宗教の純粹な意味を正義公道に在ると確信し、正義こそがこの予言者の目であつた。従つて隣人を愛せざる事や他人の感情を尊重せざることは神の前には憎まる可き事と考へた。それ故貧しく弱い者への最大の思いやりや、社会道徳を極力要求したのである。然も此の正義、道徳の主張はただ現状を対照としてではなく、人類の歴史の終末に照らしての彼の信仰を基盤としてなされた。彼はイスラエル王国の国民に向かつて『万軍の神、主なる神は言われる。』(聞け、そしてヤコブの家に証言せよ。わたしはイスラエルのものももののがを罰する日にベテルの祭壇を罰する。その祭壇の角は折れて、地に落ちる。わたしはまた冬の家と夏の家とを撃つ、象牙の家は滅び、大いなる家は消えうせる)と主は言われる。』と予言し、更に又『視よ、主なる神の目はこの罪を犯した国の上に注がれている。わたし

はこれを地のおもてから断ち滅ぼす。しかし、わたしはヤコブの家をことごとくは滅ぼさない。』(右同三・一三、九・八) 義の予言者アモスの言としては当然の叫びと云わざるを得ないが、其の中に注意させられる点は『しかしヤコブの家をことごとく滅ぼさない。』と云つている事である。義人アモスの中に見る愛の原理の顕われである。

次にホセアの使命は如何と云うに、彼の立場はアモスと異なるものがあつた。前述の如くアモスが国際的義なる立場に置かれたのにホセアは愛国的立場に置かれた。アモスは神の義を主流として教化せんとしたのに対し、ホセアは神の愛の教えを其の国民に知らしめる事を以て彼の使命とした。彼は此の愛の教えの本質を先ず彼自身の家庭生活の中に体得せしめられた。即ち彼は先ず夫として姦淫の妻ゴメルを愛し又父として三人の不倫の子供をも愛せねばならぬ立場に置かれた。聖書には此の事が次の言で示されている。『主はわたしに言われた「あなたは再び行つて、イスラエルの人々が他の神々に転じて、干ぶどうの菓子を愛するにもかかわらず、主がこれを愛せられるように、姦夫に愛せられる女、姦淫を行う女を愛せよ」と。』(ホセア書三・一) 此の様な使命に立たせられたホセアこそユダヤ民族史に類例のない愛の精神に燃え盛つていた真の愛国者であつた。

斯くてホセアは神の代弁者としてユダヤ民族が曾て用いなかつたヘセド(愛、慈善、親切等の意)と云う言葉を用いる程に徹底した愛とそれから生れ出る隣人への行為とをユダヤ民族に知らしめた。社会の諸制度の完成強化を以て社会問題を解決せんとするのではなく、個人個人、延いては其の集団に道徳観を純化し神の人に対するヘセドから学び取つたものを根本原理として人間が真のヘセドを其の隣人へ実行して行く事を啓発した。

『主の言葉を聞け、主はこの地に住む者と争われる。この地には真実がなく、愛情がなく、また神を知ることもないからである。』(ホセア書四・一) 『それゆえ、わたしは予言者たちによつて彼らを切り倒し、わが国の言葉をもつて彼らを殺した。わがさばきは現われ出る光のようだ。わたしはいつくしみを喜び、犠牲を喜ばない。燔祭よりもむしろ神を知ることを喜ぶ。』(右同六・五—一六) 以上の引用が示す如く、ホセアは愛を根幹としつつも又義をも説き、

それを神より出ずるものとして国民を教育して行く態度は自からアモスに似、両者共に神御自身から啓示された内容と方法とを以て各自の使命達成に邁進したと言えよう。

ホセアの社会問題解決に就いてケント教授は次の如く書いている。

『若し我々が一つの完全な社会秩序を維持せんとすれば、先ず人間を創造し、之に完全な人間性を發展せんとし給う愛なる神の本質と目的とを知らねばならぬ。ホセアは「神を知る者のみが御役に立ち得る」と云う事を確言してゐた。故に彼は宗教教育こそ永久な社会改造への第一歩であると教えた。人間が一度教育のみならず自分の内観や経験によつて神を知る時、神と神の愛の対照である隣人を愛するに至るのである。人間が真に神及び隣人を愛し得る様になつて社会的義務にも忠実となり得る。斯くして燎原の火の如く悪徳や犯罪の如き社会悪の根源は焼きつくされ、完全な社会秩序が押し立てられる事になるだろう。故にイスラエルの教育家や社会改良家等の第一の仕事は人々に神を知らしめ、それによつて其の心に神の愛と神と隣人とに対する忠誠を燃さしめる事であるとホセアは教える。ホセアの叫ぶ真の宗教は凡て永遠的な社会改革の最もすぐれた原動力である。』と。(五九頁)⁽⁷⁾

三、結 論

アモスとホセアは今日の所謂社会改良家でも社会事業家でもなく、予言者であつた。その予言者とはW・K・スミスが理解する所によれば『幻想的恍惚状態にある様に振舞う事によつて権威づけようとしたり、自分達の幻を靈感付けられた証拠として記録する様な事もしなかつた。』(イスラエルの予言者二一九頁)⁽⁸⁾が併し彼等は『見えざる世界からの靈感を受け、二つの世界の間の交通のよき媒介者と考えられ、彼等に神的靈感が臨むのは彼等自身の意志活動に従つてではなく、それが来る時はその力に対して何もなし得ぬ一個の犠牲者であつたのである。』(G・m・p・スミス四頁)此の様な神と人間社会との間に自己を犠牲にして仲介的立場に立つた者が予言者であり、彼等の主な働きは

特に国民生活の義務と関連して、偉大な道徳的又宗教的な教師として国民に仕える事であつた。即ち人間に最高の本分を思い起させ、彼らの靈的不真実、延いては不道徳を何等恐れずに責め、重要な律法、裁き、憐み、信仰といった事柄を強調した神の使者であつた。H・B・Dには予言者の使命を更に具体的に次の如く書いています。

『上流階級の人々の贅沢、自己耽溺の習慣、凡ての不節制や行き過ぎの傾向、貧しい者への圧迫、地主達の横領、婦人達のきらびやかな衣服等予言者は率直に指摘し、恐れずに非難した。』(第一卷七六一頁)

以上の様に予言者を理解する時、アモスとホセアこそ理想的な予言者であつたと云えよう。然るにアモスもホセアも今日社会問題解決の対策として望まれる如く対策の制度化という如き具体案は樹立しなかつた。何処迄も原理を以て教育して行く方針であつた。此の点は旧約の其の後の予言者達の対策も、延いては今日の教会の対策も根本的には大差はないようである。例えば今日のカトリックの社会問題対策を見ても根本原則は此のアモスやホセアの対策以上に具体化されていない事は次の如きピウス十二世の声明の中に表われている。

『教会の活動は、社会問題については次の制限内で行われる。(A) 社会生活を秩序づけようとする精神を照らすべき真理の光を輝かすこと。(B) この真理のもつ教育的手段を用いて国民にこの真理をひろめること。』(カトリック社会政策一二六頁)

- (1) **Hastings, J. G.**, A Dictionary of the Bible, Charles Scribner's Sons, N. Y., 1903.
- (2) 高橋乙治 社会問題と聖書(第二章参照) 教文館 東京 昭和5年
- (3) **Matthews, I. G.** Old Testament Life and Literature, The Macmillan Co., N. Y., 1923.
- (4) **Kent, C., F.**, The Social Teachings of the Prophets and Jesus, Charles Scribner's Sons, 1917
- (5) **H. B. D.**, Hastings, A Dictionary of the Bible
- (6) **Harper, W., R.**, A Critical and Exegetical Commentary on Amos and Hosea, Charles Scribner's Sons, N. Y., 1925
(I. C. C. Amos & Hosea と呼ぶ場合多し)
- (7) **Kent**, *ibid.*
- (8) **Smith, W. R.**, The Prophets of Israel and Their Place in History, Appleton and Com. N. Y., 1882
- (9) **Smith, J. M. P.**, The Prophets and Their Times, The University of Chicago Press, Chicago, 1925
- (10) **H. B. D.** *ibid.*
- (11) コタン, R., (小林珍雄訳) カトリック社会政策, 中央出版社 東京 昭和26年

其の他の参考書聖書

- Brizzell, W. R.**, The Social Teachings of the Jewish Prophets, Sherman, Rench, & Co., Boston, 1916
- Noyes, C.**, The Genesis of Israel, Houghton Mifflin Co., Boston and N. Y., 1924
- Wallis, L.**, Sociological Study of the Bible, The University of Chicago Press, Chicago, 1917